

教科書展示会でアンケートを書くための参考資料(歴史)

- 教育基本法等への不適合 A. 指導要領:「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に---」
 B. 教育基本第2条第1号:「幅広い知識と教養を身につけ---」
 C. 教育基本法第2条第5号:「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに---」
 上記の結果を生む原因 D. 歴史的事実の書くべきことを書いていない
 E. 歴史的事実をわい曲している

* () 付きページは、本来、ここで書くべき(実際は書いていない)ページを示す。

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
聖徳太子から煬帝への手紙	聖徳太子が隋の煬帝に送った手紙について、「隋と対等の立場を結ぼうとしたほか---」と書き、合格点の記述をしている。	聖徳太子が隋の煬帝に手紙を送ったことは書いていないが、日本が、冊封体制(華夷秩序)に入らぬ、独立国であるという意思表示であることを書いていない。不十分な記述である。	聖徳太子が隋の煬帝に送った手紙について、まったく触れず、日本が、冊封体制(華夷秩序)に入らぬ、独立国であるという意思表示であることを書かない。	「太子は、手紙の文面に対等な立場を強調することで、隋には決して、服属しないという決意を表明したのだった。」と書き、煬帝の名や、別なところで冊封にも触れている。	聖徳太子が隋の煬帝に送った手紙については触れているが、日本が、冊封体制(華夷秩序)に入らぬ、独立国であるという意思表示であることを書いていない。	冊封という言葉は使っていないが、煬帝に送った手紙と、日本が、独立国であるという意思表示であることを書いている。	聖徳太子が隋の煬帝に送った手紙にも煬帝の名前にも触れず、日本が、冊封体制(華夷秩序)に入らぬ、独立国であるという意思表示であることを書いていない。
掲載ページ	33	28~29	(32)	52	28	37	34
教基法・指導要領適合性	適合	A,B,D	A,B,D	適合	A,B,D	適合	A,B,D
元寇	時宗を、相手の要求を退けた人だけの人としてだけでなく、「西日本の御家人に防備を命じた」と書き、他の自虐史観教科書に較べて良いが、国防の観点を、はっきり出すまでにはしていない。今一である。	蒙古襲来という言葉を使っているが、北条時宗を、蒙古の要求を拒んだ人としての扱いで、防衛のリーダーシップをとったことを書かない。	北条時宗は元の皇帝の国書を無視した人として書かれており、元を日本他の脅威としてとらえず、時宗のリーダーシップのもの、日本の対応をほとんど無視し、国防の観点を消し去っている。	元の日本征服の意図と行動を書き、日本に服属を迫ったが、朝廷と幕府が一致して、これをはねつけ、北条時宗のリーダーシップのもとに、元の襲来に備えたことを書いている。	元を日本他の脅威としてとらえず、北条時宗は、相手の要求を拒否した人としてしか書かない。ことさらに国防の観点を消し去っている。	北条時宗は、相手の要求を拒否しただけでなく、元の来襲に備えたこと、元の領土拡大の動きや、住民に対する暴行・略奪にも触れ、しごくまともな記述をしている。。	元を日本他の脅威としてとらえず、弘安の役における「御家人の活躍や---」と書いているが、北条時宗は、ただ蒙古の要求を拒否した人としてしか書かれず、ことさらに国防の観点を消し去っている。
掲載ページ	72~73	61~62	72	86	64	72~73	68
教基法・指導要領適合性	適合(-)	B,C	B,C	適合	B,C	適合	B,C,D
トルデシリヤス条約	スペインとポルトガルの世界分割条約に触れず、秀吉、家康のキリスト教禁止の背景を知らせず、重要な歴史的事実を書いていない。	スペインとポルトガルの世界分割は書いているが、トルデシリヤス条約には触れず、秀吉、家康のキリスト教禁止の背景でもあつたことを知らせない。	スペインとポルトガルの世界分割に触れず、条約にも触れない。秀吉、家康のキリスト教禁止の背景を知らせない。	スペインとポルトガルの世界分割を書き、側注で、この条約に触れ、別なところで秀吉の禁教令と、キリスト教布教と征服との関連性を示唆している。	スペインとポルトガルの世界分割に触れず、もちろん条約に触れず、秀吉、家康のキリスト教禁止の背景を知らせていない。	条約については、側注で触れ、軍隊、商人、宣教師とセットで送ったことにも触れている。秀吉の禁教令が、ポルトガルやスペインの植民地化政策と関連することを書いている。	スペインとポルトガルの世界分割は書いているが、条約には触れず、秀吉、家康のキリスト教禁止の背景を知らせず。
掲載ページ	100~101	84~85	(98~99)	109	(86)	91	94~95
教基法・指導要領適合性	B,D	A,B	A,B	適合	A,B	適合	A,B,D
フランス革命・ロシア革命	両革命が、大規模な殺戮を伴ったことを書かず隠蔽している。一種の歴史わい曲である。ロシア革命の記述には、あまり熱がはいっていない。バランスとしては良いとまでは行かないが、まずまずか。	両革命が、大規模な殺戮を伴ったことを書かず、外国の軍事干渉を書いている。革命礼賛に近い。	国王が処刑されたことには触れているが、両革命が、大規模な殺戮を伴ったことを書かず隠蔽している。これも、一種の歴史わい曲である。また、ロシア革命については、4ページで出てくるなど、他と比しても異常である。	自由・平等をうたう人権宣言と、過激な流血事件の双方を紹介している。「ロマノフ王朝の皇帝一族をはじめ、共産党が敵と見なす貴族、地主、資本家、聖職者、知識人らが、数知れないほど殺害された。」と書いている。	両革命が、大規模な殺戮を伴ったことを書かず隠蔽している。これも、革命なら、全てよしという姿勢でおかしい。しかし、ロシア革命にはさらっと触れるだけ。	「急激な革命政治は、多くの人の命を奪う恐怖政治」と、ネガも書いている。「退位したロシア皇帝やその家族は処刑され---」と多くの人が殺害されたことを書く。	この革命が、大規模な殺戮を伴ったことを書かず隠蔽している。「批判的な考えを持った人々は、追放されたり処刑されたり、多くの犠牲者が出ました。」と書いている。
掲載ページ	151/208	135,189	151,210/213他	148206	131190	140/190	137,186/187
教基法・指導要領適合性	B	B	B	適合	B	適合	B,D

教科書展示会でアンケートを書くための参考資料(歴史)

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
日中戦争の発端	本格的な衝突の発端である、(第二次)上海事変には、ちょっとしか触れず。中国国民党が、ドイツ軍事顧問団の力も借りて、日本軍に対し圧倒的な兵力で攻撃したことを書いていない。	本格的な衝突の発端である、(第二次)上海事変に触れない。中国国民党が、ドイツ軍事顧問団の力も借りて、日本軍に対し圧倒的な兵力で攻撃したことに触れていない。	本格的な衝突の発端である、(第二次)上海事変に触れない。中国国民党が、ドイツ軍事顧問団の力も借りて、日本軍に対し圧倒的な兵力で攻撃したことを書いていない。	やや不十分になったが、(第二次)上海事変を、本格的な衝突の発端としている。中国側の行為についても(将兵の殺害、日本人居留区の包囲)にも触れている。	本格的な衝突の発端である、(第二次)上海事変は、名のみ出すだけ。中国国民党が、ドイツ軍事顧問団の力も借りて、日本軍に対し圧倒的な兵力で攻撃したことを隠蔽している。	(第二次)上海事変が、日中戦争の発端であるとしている。また、日本の将兵の殺害や、居留民の安全が脅かされたことも書いてある。これ以上は、検定官の圧力で書けないのだろう。	本格的な衝突の発端である、(第二次)上海事変に触れない。中国国民党が、ドイツ軍事顧問団の力も借りて、日本軍に対し圧倒的な兵力で攻撃したことを隠蔽している。
掲載ページ	226	208	232	225	213	213	204
教基法・指導要領適合性	A,B,D	A,B,D	A,B,D	適合(やや不十分)	A,B,D	適合	A,B,D
リットン調査団	調査団の名前は出さない。調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてあることを書かない	調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてあることを書かない。	230ページに側注で小さく触れているが、調査団の名前は出さない。231ページでは、調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてあることを書いていない	調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実と、満州国建国は認めていないことの双方を、公平に書いてある。	調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてあることは、書いてあるが、リットンの名は出さない。不適切である。	リットン調査団の名を出し、報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてある	調査団の報告書に、日本の満州における権益を認め、それが中国により、しばしば侵害された事実が書いてあることを書いていない。
掲載ページ	225	206~207	230~231	223	202	298	202
教基法・指導要領適合性	A,B,D	A,B,D	A,B,D	適合	B	適合	A,B,D
創氏改名	「朝鮮では、氏を名のらせて、家族制度を日本式に改める(創氏改名)など」と書いてあり、他社と観点少し異なる。氏を改名から分離し、「日本式の姓名を名のらせる」に較べると、真面目な扱いだが、家族制度の説明がなく、その記述の正否を判断しがたい。生徒も理解しがたい。	「---さらに朝鮮では、日本式の名前に変える創氏改名も行なわれた。」と書いてあるが、創氏と改名を一体のものとして扱い、日本式の名前に改めさせるなどとは、総督府が出した政令には書いてなく、改名は全くの自由で手数料までとったことを書かない。	「日本式の氏名をつくらせる政策もとられました(創氏改名)。」と書いてあるが、創氏と改名を一体のものとして扱っている、「日本式の氏名をつくらせる」と、「日本式の姓名を名のらせる」に較べると、ソフトだが、生徒には、意味がよく分らないであろう。	「創氏を命じ、日本式の氏名を名のる創氏改名が実施され」と、創氏を改名から分離したことは、高く評価できるが、後半部は「実施」という中立的な言葉使っているが、自虐史観教科書と、あまり変わらない表現になってしまったのは残念である。	「日本式の姓名名のらせる創氏改名が推し進められた」と、もともと素朴な自虐論、創氏と改名を一体のものとして扱い、日本式の姓名を名のらせるなどとは、総督府が出した政令には書いてなく、改名は全くの自由で手数料までとったことを書かない。	「日本式の姓名を名のらせる創氏改名など、朝鮮人を日本人化する政策が進められました」と、自虐史観教科書並みの記述をしているのは、どうしたことか。事実関係を誤認しており、わい曲になってしまった。	「姓名のあらわし方を日本式に改めさせる創氏改名を推し進めた」と書いてあるが、創氏と改名を一体のものとして扱い、日本式に改めさせるなどとは、総督府が出した政令には書いてなく、改名は全くの自由で手数料までとったことを書いてない。
掲載ページ	227	218	239	234	215	218	205
教基法・指導要領適合性	B,(E)	B,D,E	B,E	ややEの感じもある	B,D,E	B,D,E	B,D,E
南京事件	「首都南京では、捕虜の他、婦女子を含む多数の住民を殺害しました。」と、表現自体は、感情的ではなく、抑えた表現だが、結局、国民政府のプロパガンダにそった話で、検証された事実の裏付けなく、確定した事実の如く書いている。わい曲によって、日本人の名誉をきずつけていることは変わら	「南京では、兵士だけでなく、女性や子どもも含む多くの中国人を殺害し、諸外国から「日本軍の蛮行」と非難されました、と書き、国民党のプロパガンダから出たことを、検証された事実の裏付けなく、確定した事実の如く書いている。わい曲によって、日本人の名誉をきずつけている。	「南京占領の際は、兵士の他、捕虜や武器を捨てた兵士や老人・女性・子どもも含む非戦闘員を無差別に虐殺され」と、感情的な表現で、国民党のプロパガンダから出たことを、検証された事実の裏付けなく、確定した事実の如く書いている。わい曲によって、日本人の名誉をきずつけている。	側注で、「南京占領の際に、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)」と簡単に記述。検定でのわい曲圧力があつたと思われ、論評の対象にできない。	「占領した首都の南京では、多数の捕虜や住民を殺害し」とか、「国際的に非難を受けました」などと書き、国民党のプロパガンダから出たことを、検証された事実の裏付けなく、確定した事実の如く書いて、わい曲によって、日本人の名誉をきずつけている。	側注で「このとき、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。」と書き、事件の存否については、白旗をあげてしまったようだ。	被害者数は別として、国民党のプロパガンダから出たことを、検証された事実の裏付けなく、確定した事実の如く書いて(「この事件は、南京大虐殺」として国際的に非難されましたが、---)などと書き、わい曲によって、日本人の名誉をきずつけている。
掲載ページ	225	208	233	225	213	209	204
教基法・指導要領適合性	A,E	A,E	A,E	-	A,E	E	A,E

教科書展示会でアンケートを書くための参考資料(歴史)

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
ハル・ノート	ハル・ノートの名前を出さず、ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)を書かない。生徒が知識を広げる機会を奪っている。	ハル・ノートの名前を出さず、ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)を書かない。生徒が知識を広げる機会を奪っている。	ハル・ノートの名前を出さず、ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)を書かない。生徒の知識拡大の機会を奪っている。	本文と側注でハル・ノートに触れている。ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)まで、書いて欲しかったが。	ハル・ノートの名前を出さず、ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)を書かず、重大な歴史事象の一部を隠蔽し、生徒が知識を広げる機会を奪っている。	ハル・ノートについては、きちんと書き、215ページには、キッシンジャーが、日本がハル・ノートを受諾できるはずはないのに、アメリカが参戦するために出した(日本から開戦させるためという意味)と言ったことを紹介しているのはヒットである。	ハル・ノートの名前を出さず、ハル・ノートを出したアメリカ側の思惑(日本の拒否は織り込み済み、日本に開戦させる)を書かない。生徒の知る機会を奪っている。
掲載ページ	230	211	236	229	218	214215	205~209
教基法・指導要領適合性	A,B,D	A,B,D	A,B,D	適合	A,B,D	適合	A,B,D
沖縄戦	「集団自決を迫られた人もいました。」と、主語を明示しない。この種の教科書としては、良心的な記述である。	「--- 日本軍によって食料を奪われたり、安全な壕を追い出されたり、砲弾の降り注ぐ中をさまよったりして、多くの住民が犠牲になりました。」「禁止されていた琉球方言を使用した住民が日本兵に殺害されたりもしました。」などと書き、検証された事実の裏付けも不確実或いは希な例を書いて、自国軍を敵視している。	軍の関与を示唆するような、81才と79才の人を囲み記事に掲載し、検証された事実の裏付けも不確実或いは希な例を書いて、自国軍を敵視している。	主に、238ページに詳しく書いてあり、「--- 米軍が上陸する中、追いつめられた住民が、家族ぐるみ集団自決する悲劇が起りました。日本人の集団自決は、ソ連軍に侵攻された満州でも、樺太でも起りました。」と書き、日本軍の関与などとは書かず、満州、樺太の例も出し、その傍証としており、大変良い記述である。	「--- そのなかで、日本軍によってスパイと疑われて殺害されたり、集団で自決を強いられられた人々もいました。」と書いて、典型的な、日本軍敵視の書き方である。検証された事実の裏付けも不確実なことを書いています。	「米軍の猛攻で逃げ場を失い、集団自決する人々もいました。」と書いて、集団自決を米軍の猛攻に記しており、大変良い。	「その中には、日本軍によって集団自決に迫られた住民もいました」と書いているが、追込むという、広い意味の言葉を使い、検証された事実の裏付けも不確実なことを書く。
掲載ページ	233	217	245	235/238	222	219/222	212~213
教基法・指導要領適合性	ぎりぎり適合	E	E	適合	E	適合	E
都市大空襲と原爆投下	「1945年3月、東京に焼夷弾による無差別爆撃を受け、一般市民を中心に一夜で10万人が犠牲になりました。」と、無差別爆撃という語を使いながら、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であることを書かずに終わったのは、惜しい。わい曲というのは、ちょっと気の毒か。	これらが、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であることを書かず、書くべきことを書かない。	これらが、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であることを書かず、書くべきことを書かない。	これらが、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であると、はっきり書いておき、この教科書の素晴らしいところの一つである。	「1945年3月10日の東京大空襲では、一夜で約10万人が犠牲になりました」とこれだけである。これらが、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であることを書かず、書くべきことを書かない。	空襲については「国際法で禁じられている商業地、住宅地にも無差別で行なわれるようになり」と、国際法を持ち出すも、原爆は、事実関係を淡々と書くだけ。	これらが、戦時国際法違反で、したがって戦争犯罪であることを書かず、書くべきことを書かない。
掲載ページ	233	216	243	239	221	219220	212~213
教基法・指導要領適合性	ぎりぎり適合	B,E	B,E	適合	B,E	一応適合しているが、不徹底	B,E
終戦の判断	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を書かず、玉音放送のみを書き、ことの軽重を誤り、昭和天皇をアナウンサー並に矮小化している。	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を書かず、玉音放送のみを書き、ことの軽重を誤り、昭和天皇をアナウンサー並に矮小化している。	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を書かず、玉音放送のみを書き、ことの軽重を誤り、昭和天皇をアナウンサー並に矮小化している。	御前会議の状況を書き、昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を、はっきりさせている。昭和天皇をアナウンサー並に矮小化する自虐史観教科書との違いが明確である。	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を書かず、玉音放送のみを書き、ことの軽重を誤り、昭和天皇をアナウンサー並に矮小化している。	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割をきちんと書いている。昭和天皇の矮小化などは行っていない。	昭和天皇が、終戦の決定に際して果たした役割を書かず、玉音放送のみを書き、ことの軽重を誤り、昭和天皇をアナウンサー並に矮小化している。
掲載ページ	235	219	243	237	223	221	213
教基法・指導要領適合性	B,D	B,D	B,D	適合	B,D	適合	B,D

教科書展示会でアンケートを書くための参考資料(歴史)

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
東京裁判	ほんの1~2行しか書かず、裁判の基本原則(事後法の禁止、弁護側弁論のリーズナブルな尊重)に反し、「勝者の裁き」であったこと、死刑になった人がいたことや、厳しい検閲と言論統制のもとで行なわれたことを書いてない。	たった2行で片付け、裁判の基本原則(事後法の禁止、弁護側弁論のリーズナブルな尊重)に反し、「勝者の裁き」であったこと、死刑になった人がいたことや、検閲と言論統制のもとで行なわれたことを書かない。	裁判の基本原則(事後法の禁止、弁護側弁論のリーズナブルな尊重)に反し、「勝者の裁き」であったこと、死刑になった人がいたことや、厳しい検閲と言論統制のもとで行なわれたことを書いていない。	主に247ページに詳しいが、「勝者の裁き」であったこと、厳しい検閲と言論統制のもとで行なわれたこと、パル判事の意見などを書いてある。しごく正当な書き方である。	裁判の基本原則(事後法の禁止、弁護側弁論のリーズナブルな尊重)に反し、「勝者の裁き」であったこと、厳しい検閲と言論統制のもとで行なわれたこと、死刑者がいたことを書かない。	「勝者の裁き」であったこと、死刑者がいたことを書き、パル判事の被告無罪論も紹介、その他の、裁判としての不当性も書いている。	裁判の基本原則(事後法の禁止、弁護側弁論のリーズナブルな尊重)に反し、「勝者の裁き」であったこと、厳しい検閲と言論統制のもとで行なわれたことを書かない。
掲載ページ	247	230	248	244/247	230	230	227
教基法・指導要領適合性	A,B,D	B,D	B,D	適合	B,D	適合	B,D
日本国憲法	「第二本帝国憲法を改正する手続きをしながら---多くの国民に支持され」と、護憲派の記述。占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れない。	占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れない、重大な隠蔽による歴史わい曲である。「総司令部の押しつけ」を何とか否定しようとしている。	占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れていない。	占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れ、歴史の事実を大胆に描いている。	「---連合国総司令部は、民間の憲法研究会案などを参考にした草案を政府に示し---」などと、占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れないばかりか、この憲法が、日本側の案をベースに作られたかの如きことを書いている。	日本国憲法が、自主憲法でないことが分るようには書いてあるが、占領中の改憲が戦時国際法違反であることまでは書いてない。適合してはいるが、自由社ほどではない。	占領中のその国の改憲は戦時国際法違反であり、このとき、厳しい検閲と言論統制が行なわれたことに触れない、隠蔽による重大な歴史わい曲である。
掲載ページ	248	229	250	245/246	232	229	228~229
教基法・指導要領適合性	B,D	B,D	B,D	適合	B,D	適合	B,D
金玉均	-	-	写真入りで紹介、多くの教科書が触れない中では、まともである。	-	-	-	-
掲載ページ	-	-	189	-	-	-	-
教基法・指導要領適合性	-	-	適合	-	-	-	-
総評	他の自虐史観教科書に較べると、良識派といえるのだろうが、結局、自虐史観教科書を脱していない。	取り上げた以外の事項の記述も含め、東書に近い自虐史観の教科書であり、若い人に害毒を流し、我々の父祖・祖先を侮辱する教科書である。	取り上げた以外の事項の記述も含め、東書以上に自虐史観の教科書である。若い人に害毒を流し、父祖・祖先を辱める教科書である。	取り上げた以外の事項に関する記述も含め、近隣諸国条項や検定での圧力下、よく頑張っ、ここまで書けた。不満が残るのは、上記の圧力のせいであろう。	取り上げた以外の項目についての記述も含め、かなり自虐史観の色が濃い、特に、沖縄戦や日本国憲法の記述はひどい。若い人に害毒を流し、我々の父祖・祖先を侮辱する教科書である。	創氏改名については、自虐史観教科書並みであることと、原爆投下の戦争犯罪性を書かなかったのは、編集のミスか？日本国憲法についても、最低限の適合レベルだが、自由社に較べると弱い。南京事件は、存否について白旗をあげてしまった感がある。これらがなければ、歴史わい曲については、自由社に近い評価だったのに惜しい。	取り上げた以外の事項に関する記述も含め、典型的な、自虐史観の教科書であり、不適合欄に示したように、教育基本法や教育指導要領に不適合であり、多くの隠蔽・わい曲を行なっている。若い人に害毒を流し、我々の父祖・祖先を侮辱する教科書である。このような教科書を探採する教育委員会は、日本破壊の共犯者として、後世の批判を浴びるであろう。